31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

B　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 51 条、第 58 条及び第 89 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

［略］

D　沖縄振興法第 89 条、令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

E　沖縄振興法第 89 条、令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

［略］

〔1〕　法人事業税

次の算式により算定した額

算式

$$\Sigma a \times b \times 0.75 + \Sigma c \times (d - e) \times 0.75 + \Sigma f \times g \times 0.75 + \Sigma h \times (i - j) \times 0.75 + \Sigma k \times (l - m) \times 0.75 + \Sigma n \times (o - p) \times 0.75 + \Sigma q \times (r - s) \times 0.75 + \Sigma t \times u \times 0.375 \times \alpha + \Sigma v \times w \times 0.1875 \times \alpha + \Sigma x \times y \times 0.09375 \times \alpha + \Sigma z \times (aa - ab) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ac \times (ad - ae) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma af \times (ag - ah) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ai \times aj \times 0.375 \times \alpha + \Sigma ak \times al \times 0.1875 \times \alpha + \Sigma am \times an \times 0.09375 \times \alpha + \Sigma ao \times (ap - aq) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ar \times (as - at) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma au \times (av - aw) \times 0.75 \times \alpha$$

算式の符号

a　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 51 条、第 58 条及び第 89 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

［略］

c　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 51 条、第 58 条及び第 89 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、

38 条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

B　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

［同左］

D　沖縄振興法第 94 条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

E　沖縄振興法第 94 条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

［同左］

〔1〕　法人事業税

次の算式により算定した額

算式

$$\Sigma a \times b \times 0.75 + \Sigma c \times (d - e) \times 0.75 + \Sigma f \times g \times 0.75 + \Sigma h \times (i - j) \times 0.75 + \Sigma k \times (l - m) \times 0.75 + \Sigma n \times (o - p) \times 0.75 + \Sigma q \times (r - s) \times 0.75 + \Sigma t \times u \times 0.375 \times \alpha + \Sigma v \times w \times 0.1875 \times \alpha + \Sigma x \times y \times 0.09375 \times \alpha + \Sigma z \times (aa - ab) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ac \times (ad - ae) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma af \times (ag - ah) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ai \times aj \times 0.375 \times \alpha + \Sigma ak \times al \times 0.1875 \times \alpha + \Sigma am \times an \times 0.09375 \times \alpha + \Sigma ao \times (ap - aq) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ar \times (as - at) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma au \times (av - aw) \times 0.75 \times \alpha$$

算式の符号

a　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎地域持続的発展法第 24 条、旧過疎法第 31 条、離島振興法第 20 条、奄美振興法第 38 条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

［同左］

c　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、